○北海道開発局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百二十九号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡泊村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班地先から同村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班まで	前	二〇・九〇～六八・六〇メートル	〇・〇四九キロメートル
	後	二八・九五～六八・六〇メートル	〇・〇四九キロメートル

(三)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道余市郡仁木町大江一丁目一番から同町南町八丁目六九番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	小樽市銭函三丁目三〇九番一地内	〃
二百三十五号及び二百三十七号	北海道日高郡新ひだか町三石東蓬莱三〇一番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十八日、大和川水系河川整備計画を決定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十五年十二月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

国家試験

平成26年度1級土木施工管理技術検定及び2級土木施工管理技術検定の実施について

平成26年度1級土木施工管理技術検定及び2級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月25日　国土交通大臣　太田　昭宏

1　受検資格

(1)　1級土木施工管理技術検定・学科試験及び2級土木施工管理技術検定・学科試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　学歴又は資格と必要な実務経験年数

学歴	資格	実務経験年数 1級(学科)	実務経験年数 2級(学科)
大学 指定学科卒業後	—	3年以上	1年以上
大学 指定学科以外卒業後	—	4年6ヶ月以上	1年6ヶ月以上
大学 指定学科卒業後	—	5年以上	2年以上
短期大学・高等専門学校 指定学科以外卒業後	2級合格者 専任の主任技術者を1年以上経験した者	7年以上	
短期大学・高等専門学校 指定学科以外卒業後	上記以外の者	7年6ヶ月以上	3年以上
高等学校 指定学科卒業後	2級合格者 専任の主任技術者を1年以上経験した者	9年以上	
高等学校 指定学科卒業後	専任の主任技術者を1年以上経験した者	7年以上	
高等学校 指定学科卒業後	指定学科卒業後	8年以上	
高等学校 指定学科以外卒業後	5年以上の実務経験の後、専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上ある者	8年以上	
高等学校 指定学科以外卒業後	上記以外の者	10年以上	3年以上
※指定学科以外卒業後	2級合格者 専任の主任技術者を1年以上経験した者	10年6ヶ月以上	
※指定学科以外卒業後	2級合格者 専任の主任技術者を1年以上経験した者	8年6ヶ月以上	
※指定学科以外卒業後	専任の主任技術者を1年以上経験した者	11年以上	
※指定学科以外卒業後	上記以外の者	11年6ヶ月以上	4年6ヶ月以上

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可